9　第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、麻酔銃猟許可証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した麻酔銃猟許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

一　第十一項の規定により許可が取り消されたとき。

二　第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

三　第七項の規定により麻酔銃猟許可証の再交付を受けた後において亡失した麻酔銃猟許可証を発見し、又は回復したとき。

10　都道府県知事は、第一項の規定に違反して許可を受けないで麻酔銃猟をした者又は第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、危険の予防のため必要があると認めるときは、麻酔銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

11　都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第三十九条第三項の表網を使用する猟法又は第二条第二項の環境省令で定める猟法の項中「第二条第二項」を「第二条第六項」に改める。

第四十条第一号中「二十歳に」を「網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ」に改め、同条第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五十一条第二項中「次項において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

第五十一条第三項中「適性試験」の下に「又は前項ただし書の規定による確認」を加える。

第五十二条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定」の下に「又はこの法律に基づく処分」を加える。

第六十五条中「若しくは」を「又は」に改める。

第六十八条第二項第四号中「捕獲」を「捕獲等」に改め、同条第四項中「有無」の下に「、第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に及ぼす影響の程度」を加える。

第七十二条第一項中「保護」の下に「又は管理」を加える。

第七十三条第三項中「の規定により準用される」を「において読み替えて準用する」に、「以下」を「次項において」に改める。

第七十五条第一項中「許可を受けた者」の下に「、認定鳥獣捕獲等事業者」を加え、同条第二項中「又は鳥獣」を「若しくは鳥獣」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定鳥獣捕獲等事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、認定鳥獣捕獲等事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（公務所等への照会）

第七十五条の二　環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十六条中「保護」の下に「若しくは管理」を加える。

第七十八条の見出しを「（鳥獣保護管理員）」に改め、同条第一項中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条第二項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第七十八条の二中「生息地の状況」の下に「、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況」を加え、「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第七十九条第一項中「数」を「生息数」に改める。

第八十条第一項中「保護管理」を「保護若しくは管理」に改める。

第八十三条第一項第二号の二中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改め、同項第三号中「又は第三十七条第十項」を「、第三十七条第十項又は第三十八条の二第十項」に改め、同項第六号中「許可」の下に「、第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定若しくは第十八条の八第二項の有効期間の更新」を加える。

第八十四条第一項第一号中「又は第三十七条第五項」を「、第三十七条第五項又は第三十八条の二第五項」に改め、同項第二号及び第三号中「危険猟法許可証」の下に「、麻酔銃猟許可証」を加え、同項第六号中「第十五条第十項」の下に「、第十八条の六第二項」を加える。

第八十六条第一号中「第十八条」の下に「、第十八条の九」を加え、「第五十四条」を「第三十八条の二第八項若しくは第九項、第五十四条」に改め、同条第三号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条の七第三項、第四十六条第一項又は第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八十六条第八号を次のように改める。

八　第七十一条第一項の規定に違反して都道府県知事の認可を受けないで猟区管理規程を変更し、又は猟区を廃止した者

第八十六条第九号中「又は忌避し、若しくは」を「若しくは忌避し、又は」に改め、同条に次の一号を加える。

十一　第七十五条第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

本則に次の一条を加える。

第八十九条　第十八条の七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の次に一条を加える改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第二条第七項の環境省令の制定又は変更及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条第十項の規定の例により行うことができる。

第三条　環境大臣は、この法律の施行前においても、新法第三条の規定の例により、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（次条第一項において「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（次項において「基本指針」という。）を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、新法第三条の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第三条の規定により定められたものとみなす。

第四条　都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第四条の規定の例により、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（次項において「計画」という。）を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表するとともに、環境大臣に報告することができる。

2　前項の規定により定められた計画は、施行日において新法第四条の規定により定められたものとみなす。